
第4期墨田区障害者行動計画(前期)

《 概要版 》



平成23(2011)年3月

墨 田 区

はじめに

近年のわが国の障害者施策は、平成 15 年 4 月に障害者自らがサービスを選択し契約により利用する支援費制度が導入され、平成 18 年 4 月から施設・事業の再編や障害者の就労支援の強化などをめざす「障害者自立支援法」が施行されるなど、大きく変化してきています。

本区では、「障害者自立支援法」の施行を踏まえ、グループホーム、心身障害児療育施設、障害者通所施設の整備などにも力を入れ、障害者施策の着実な推進を図ってまいりました。

しかしながら、国において障害者関連施策の改革が検討され始めるなど、障害者福祉施策を取り巻く環境は新たな展開を迎えようとしています。

この度、「第 3 期墨田区障害者行動計画（後期）」の最終年度にあたるとともに、障害者福祉施策を取り巻く環境変化も踏まえつつ計画の改定を行いました。

「第 4 期墨田区障害者行動計画（前期）」は、墨田区の障害者施策の推進を図るための基本的な指針を示すものとして、平成 23 年度から 32 年度までの 10 年間の前期計画（4 年間）として策定しています。

計画の改定にあたりましては、墨田区障害者施策推進協議会で検討を重ねるとともに、障害者の皆様、団体や関係機関の皆様から広くご意見をいただきながら進めてまいりました。

今後とも、「ノーマライゼーション」の理念である障害のある人もない人も社会の一員として、住み慣れた地域で共に尊重しあいながら暮らし続けられるよう、区民の皆様や関係機関の協力を得ながら、本計画の着実な推進を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成 23 年 3 月

墨田区長 山 崎 昇

第4期墨田区障害者行動計画（前期）

目次

I. 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の目的	1
2. 計画の性格	1
3. 計画期間	2
4. 計画の策定方法と計画の評価	3
(1) 計画の策定体制及び方法	3
(2) 計画の評価	4
II. 障害者を取りまく状況	5
1. 障害のある人の推移	5
2. 墨田区におけるサービス利用状況	6
(1) 自立支援給付	6
(2) 地域生活支援事業	7
(3) 区内の施設整備・利用状況等	8
III. ノーマライゼーション推進にむけた 基本的考え方	11
1. 計画の基本理念	11
2. 計画の基本目標及び重点事業	12
IV. 施策の体系と事業の展開	17
1. 施策の体系	17
2. 個別事業の展開	18
(1) 障害のある子どもを支援する	18
(2) 社会参加を支援する	20
(3) 就労を支援する	22
(4) 地域生活を支援するサービスを充実する	24
(5) 地域生活を支える体制を整える	26
(6) 安心・安全に暮らせるまちをつくる	28
(7) 施策の推進体制を整備する	30

I. 計画の策定にあたって

1. 計画策定の目的

墨田区においては、障害者施策の推進を図るための基本的指針を示すものとして、平成13年に「すみだノーマライゼーション推進プラン21～第3期墨田区障害者行動計画」（平成13年度～同22年度）を、計画の中間年度にあたる平成18年には同計画の後期計画（平成18年度～同22年度）を策定し、グループホームの整備や交通バリアフリー基本構想の策定、障害者就労支援センターの開設等、障害者施策の着実な推進を図ってきました。

この間、平成15年4月に障害者支援費制度が導入され、平成18年4月（一部10月）には、施設・事業の再編や施設や病院からの地域生活への移行や就労支援の強化などをめざす障害者自立支援法が施行されるなど、障害のある人の福祉保健をめぐる状況は、大きく変化しています。

また、平成22年7月に本区の人口は、25万人を超えました。転入などによる社会増も含め、本区における障害者数はさらに増加しており、核家族化・高齢化が進展しているなか、地域での自立生活を基本に、それぞれの障害の特性に応じ、生涯を通じた切れ目のない支援ができる「すみだ」の地域づくりが一層重要となっています。

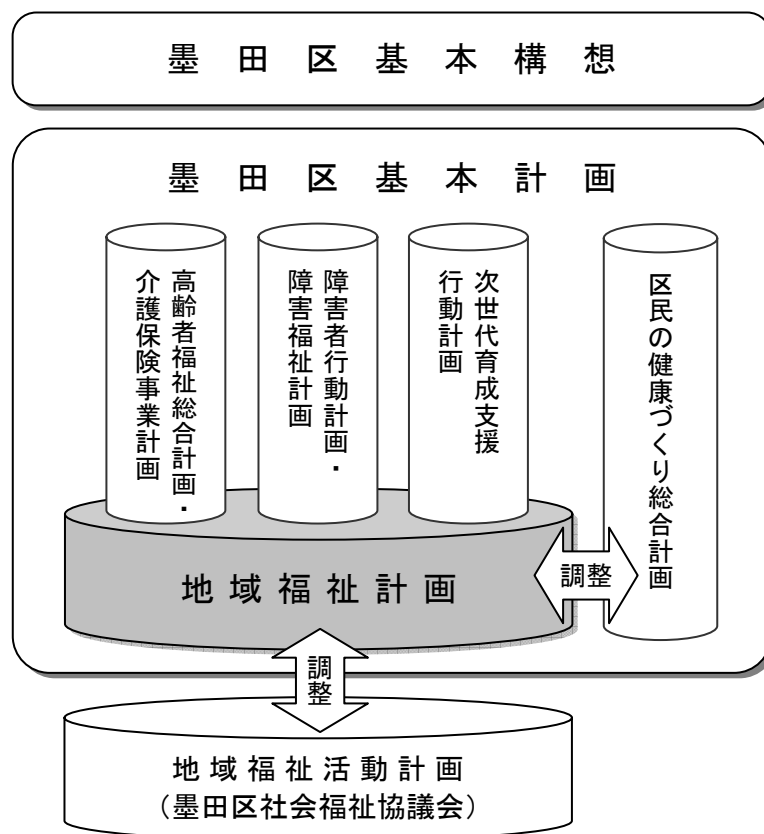
このような障害のある人を取り巻く環境の変化等を踏まえ、障害のある人が社会の一員として、生涯にわたり住み慣れた「すみだ」に暮らし続けることができる地域づくりにむけて、本区の障害者施策体系を見直し、平成23年度以降の施策の方向性を明確にするとともに、障害者福祉の一層の向上を図ることを目的として、計画の策定を行います。

2. 計画の性格

本計画は、本区における障害者施策に関する行動計画であり、障害者施策について今後取り組むべき施策を総合的・体系的かつ具体的に定めるものです。

区の将来像を描いた「墨田区基本構想」及び基本構想に基づく「墨田区基本計画」、区の福祉分野における基礎的な計画である「墨田区地域福祉計画」との整合性を保ちつつ策定しています。

また、本計画は障害者基本法に基づく区における障害者施策に関する基本的な計画（市町村障害者計画）としての性格を有しています。個々の障害福祉サービスの必要量の見込みや確保方策については、障害者自立支援法に基づく「墨田区障害福祉計画」に定めています。



3. 計画期間

本計画は、平成 23 年度からの 10 年間を計画期間とする計画の前期計画です。前期計画の計画期間は、「障害福祉計画」と調整を行うため平成 23 年度から平成 26 年度までの 4 年間とします。



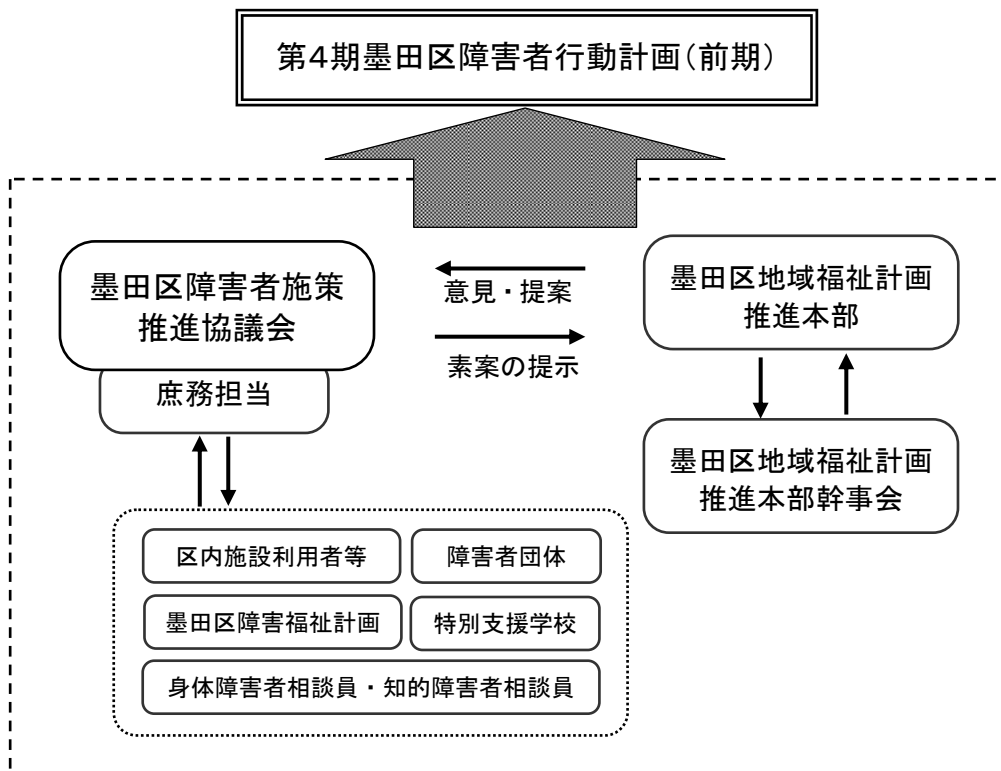
4. 計画の策定方法と計画の評価

(1) 計画の策定体制及び方法

本計画は、区内における障害者団体等の代表者等を含む「墨田区障害者施策推進協議会」及び区長を本部長として、副区長、教育長、各部長で構成される「墨田区地域福祉計画推進本部」が中心となり、相互に連携・調整を図りながら審議・検討し、策定を行いました。

また、施設等を利用している障害者からの意見聴取や障害者団体との意見交換の機会の設置、パブリック・コメント（意見募集）など、障害のある人や区民の意見を計画に取り入れるための取り組みをすすめ、計画への反映を図りました。

計画の策定体制



関係団体等との意見交換等

身体・知的障害者相談員	平成 22 年 4 月 22 日(木) 午前 10 時～12 時 リバーサイドホール 会議室
区内施設利用者に対する意見聴取 (身体障害、知的障害、精神障害の各施設等)	平成 22 年 6 月 28 日(月)～ アンケート配布
墨田区障害者団体連合会	平成 22 年 9 月 15 日(水) 午後 6 時～7 時 亀沢のぞみの家 会議室

(2)計画の評価

本計画は、「墨田区障害者施策推進協議会」の意見を踏まえ、「墨田区地域福祉計画推進本部」において、各年度に事業の進ちよく状況及び計画達成状況の評価を行います。

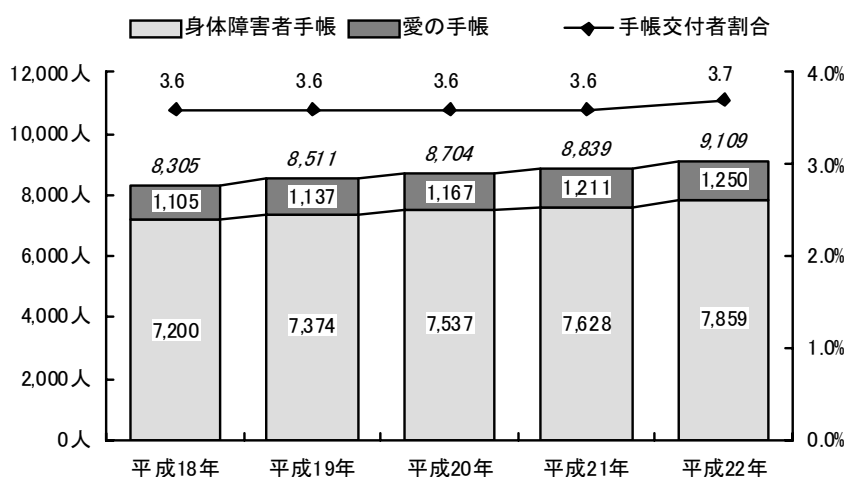
II. 障害者を取りまく状況

1. 障害のある人の推移

平成22年3月31日現在の本区における障害者手帳交付者数は、身体障害者手帳交付者7,859人、愛の手帳（知的障害者の手帳）交付者1,250人となっており、「第3期墨田区障害者行動計画」が策定された平成13年から漸増の傾向にあります。

また、精神に障害のある人を精神障害者保健福祉手帳または自立支援医療申請者の人数でとらえると、平成22年3月31日現在3,715人であり、平成19年3月31日時点の申請者数980人を大きく上回っています。

障害者手帳交付者数の推移



精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療の申請者数の推移

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
手帳申請	481人	419人	559人	532人	680人
自立支援医療申請	1,532人	561人	2,529人	2,745人	3,035人
合計	2,013人	980人	3,088人	3,277人	3,715人

※各年3月31日現在

※身体障害者手帳と愛の手帳（知的障害者の手帳）の重複交付者は、それぞれに計上している

※手帳交付者割合＝手帳交付者数合計／総人口（各年4月1日現在の住民基本台帳）

※平成17年度までは通院医療公費負担制度であったが、平成18年度からは自立支援医療となった

※精神障害者保健福祉手帳及び通院医療公費負担制度の申請は2年ごとであるため、年により申請者数にばらつきがある

※精神障害者保健福祉手帳及び通院医療公費負担申請件数は、同時申請件数も含む

※資料：墨田区の福祉・保健

2. 墨田区におけるサービス利用状況

－障害者自立支援法を中心に－

(1) 自立支援給付

平成 18 年 4 月の障害者自立支援法の施行により、障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害）ごとに提供されていた福祉サービスが一元化され、施設・事業は自立生活支援に重点を置いた体系に再編されました。これにより支援費制度では対象外となっていた精神障害のある人のサービス利用が増加しています。

また、新体系への移行が平成 23 年度までとされている中、旧法施設や法外施設の移行に伴い、平成 21 年・平成 22 年にサービス利用者数が大きく変動しています。

障害福祉サービス(自立支援給付)利用者数

<身体障害>

	種別	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年
訪問系サービス	居宅介護・重度訪問介護	102	99	94	97
通所・日中活動系サービス	生活介護	1	3	27	26
	自立訓練(機能訓練)	0	1	0	0
	自立訓練(生活訓練)	0	0	1	1
	就労移行支援(養成含む)	3	1	2	5
	就労継続支援B型	0	2	15	11
	療養介護	8	8	8	7
	身体障害者通所更生施設*	0	0	1	1
	身体障害者通所授産施設*	3	2	4	5
	小計	15	17	58	56
入所・居住系サービス	施設入所支援	3	7	12	26
	身体障害者入所更生施設*	5	5	5	4
	身体障害者療護施設*	12	11	9	1
	身体障害者入所授産施設*	18	14	12	5
	短期入所	3	6	7	8
		小計	41	43	45
	合計	158	159	197	197

<知的障害>

	種別	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年
訪問系サービス	居宅介護・重度訪問介護	19	19	15	23
通所・日中活動系サービス	生活介護	3	19	103	163
	就労移行支援(養成含む)	1	5	6	11
	就労継続支援A型	0	0	1	1
	就労継続支援B型	1	4	99	115
	知的障害者通所更生施設*	56	50	2	2
	知的障害者通所授産施設*	159	160	59	59
		小計	220	238	270
入所・居住系サービス	共同生活援助・共同生活介護	68	68	72	93
	施設入所支援	5	18	40	103
	知的障害者入所更生施設*	158	143	122	60
	知的障害者入所授産施設*	7	4	3	3
	通勤寮*	2	3	4	6
	短期入所	17	26	28	23
	小計	257	262	269	288
	合計	496	519	554	662

※各年 4 月現在（単位：人）

※* 印は旧法施設

※各施設の利用者数には区外施設利用者を含む

※身体障害者施設には、知的障害者の旧法身体障害者施設の利用（旧相互利用）等を含む

※知的障害者施設には、身体障害者の旧法知的障害者施設の利用（旧相互利用）等を含む

※資料：福祉保健部障害者福祉課、福祉保健部保健衛生担当保健計画課

障害福祉サービス利用者数

<精神障害>

	種別	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年
訪問系 サービス	居宅介護・重度訪問介護	44	51	59	70
日中 活動系 サービス	自立訓練(生活訓練)	15	7	5	9
	就労移行支援(養成含む)	9	6	3	6
	就労継続支援A型	0	0	1	0
	就労継続支援B型	16	26	70	96
	小計	40	39	79	111
入所・ 居住系 サービス	共同生活援助・共同生活介護	4	13	13	20
	施設入所支援	1	0	0	0
	短期入所	0	1	1	1
	小計	5	14	14	21
合計		89	104	152	202

<障害児>

	種別	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年
訪問系 サービス	居宅介護・重度訪問介護	13	10	11	13
入所・ 日中 活動系 サービス	児童デイサービス	0	0	170	195
	短期入所	4	7	7	3
	小計	4	7	177	198
合計		17	17	188	211

※各年4月現在(単位:人)

※各施設の利用者数には区外施設利用者を含む

※身体障害者施設には、知的障害者の旧法身体障害者施設の利用(旧相互利用)等を含む

※知的障害者施設には、身体障害者の旧法知的障害者施設の利用(旧相互利用)等を含む

※資料:福祉保健部障害者福祉課、福祉保健部保健衛生担当保健計画課

(2)地域生活支援事業

<相談支援事業>

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
障害者相談支援事業	4か所	4か所	4か所	4か所
地域自立支援協議会	0か所	1か所	1か所	1か所

<コミュニケーション支援事業>

	平成18年度(下半期)	平成19年度	平成20年度	平成21年度
手話通訳者派遣事業 ※1	198人	409人	539人	453人
要約筆記者派遣事業 ※2		2人	9人	36人

※1:平成20年度までの実績は「延人数」

※2:平成19年4月から実施

<日常生活用具給付等事業>

	平成 18 年度(下半期)	平成19年度	平成20年度	平成 21 年度
介護訓練支援用具	1 件	4 件	13 件	6 件
自立生活支援用具	13 件	32 件	65 件	66 件
在宅療養等支援用具	10 件	31 件	25 件	22 件
情報・意志疎通支援用具	27 件	44 件	49 件	54 件
排泄管理支援用具	25 件	336 件	376 件	323 件
住宅改修費	3 件	7 件	3 件	13 件

<移動支援事業>

	平成 18 年度	平成19年度	平成20年度	平成 21 年度
個別型(/月) ※3	2, 225. 5 時間	2, 608. 0 時間	2, 728. 0 時間	2, 836. 5 時間

※3：各年度 3 月実績

	平成 18 年度(下半期)	平成19年度	平成20年度	平成 21 年度
車両型(/年)	8, 033 人日	17, 344 人日	14, 771 人日	13, 582 人日

<地域活動支援センター機能強化事業>

	平成 18 年度(下半期)	平成19年度	平成20年度	平成 21 年度
地域活動支援センター機能強化事業Ⅰ型 ※4	2,016 人日	3,876 人日	5,578 人日	9,422 人日
地域活動支援センター機能強化事業Ⅱ型 ※5			2,727 人日	2,993 人日
地域活動支援センター機能強化事業Ⅲ型 ※6				13,188 人日

※4：「Ⅰ型」は友の家で実施

※5：「Ⅱ型」はワクワク工房デイサービスで平成 20 年 4 月から実施

※6：「Ⅲ型」は厚生会館等で平成 21 年 4 月から実施

(3)区内の施設整備・利用状況等

障害のある人を支援するための区内施設の整備状況をみると、グループホーム（共同生活援助）・ケアホーム（共同生活介護）の定員数が、平成 18 年から平成 22 年の 5 年間に 62 人から 110 人に増加しています。また、平成 22 年 4 月には、児童デイサービス施設と生活介護施設を備えた「すみだステップハウスおおぞら」が新たに開設されました。

区内の障害者関連施設の整備・利用状況

種別	施設名	開設年	定員	利用者数	
通所施設	就労継続支援B型	墨田福祉作業所	昭和 53 年	60 人	44 人
		すみだふれあいセンター福祉作業所	平成 5 年	60 人	53 人
		隅田作業所	昭和 55 年	20 人	23 人
		すみだ花工房	平成 9 年	20 人	26 人
		こらーる・カフェ	平成 10 年	20 人	8 人
		ユニーク工芸	昭和 57 年	20 人	14 人
		ユニークジョブサポート・ビー	平成 22 年	14 人	—
	自立訓練(生活訓練)	ユニークがらん堂	昭和 62 年	14 人	9 人
	就労移行支援	ユニークジョブサポート	平成 4 年	6 人	8 人
	児童デイサービス	みつばち園 (すみだ福祉保健センター内)	平成 元年	—	216 人
		にじの子 (すみだステップハウスおおぞら内)	平成 22 年	—	—
	生活介護	はばたき福祉園 (すみだ福祉保健センター内)	平成 元年	48 人	49 人
		ひだまり (すみだステップハウスおおぞら内)	平成 22 年	30 人	—
肢体不自由児者通所訓練所 (亀沢のぞみの家内)		昭和 53 年	20 人	22 人	
知的障害者通所授産施設	墨田さんさんプラザ	平成 16 年	55 人	50 人	
地域活動支援センター	地域活動支援センターⅠ型	友の家	平成 12 年	—	109 人 (登録者数)
	地域活動支援センターⅡ型	ワクワク工房デイサービス	平成 16 年	20 人	20 人
	地域活動支援センターⅢ型	すみだ厚生会館	平成 元年	20 人	17 人
		亀沢七福福祉作業所	昭和 53 年	20 人	17 人
		向島七福福祉作業所	昭和 56 年	20 人	15 人
		つばさ作業所	平成 2 年	20 人	22 人 (登録者数)
身体障害者福祉センターB型	身体障害者福祉センター	平成 元年	—	447 人	
短期入所	すみださんさんるーむ	平成 12 年	3 人	7 人	

種別	施設名	開設年	定員	利用者数	
グループホーム・ケアホーム	共同生活援助・共同生活介護	暖	平成 21 年	4 人	14 人
		海	平成 21 年	6 人	
		風	平成 21 年	7 人	
		空	平成 21 年	4 人	
		華	平成 21 年	2 人	
		かぶと虫	平成 17 年	4 人	4 人
		きんしホーム	平成 5 年	3 人	20 人
		岡田寮	平成 6 年	5 人	
		両国寮	平成 14 年	4 人	
		横川寮(東墨田寮)	平成 15 年	7 人	
		宮下荘	平成 16 年	4 人	
		ジーエイチ誠和寮	平成 16 年	4 人	
		トモニ福祉サービス八広第一	平成 16 年	7 人	
		トモニ福祉サービス八広第二	平成 16 年	7 人	
		トモニ福祉サービス向島	平成 17 年	7 人	
		ほ一む大洋	平成 21 年	6 人	3 人
		ほ一むアンブレラ	平成 22 年	14 人	14 人
		ふるさとホーム鳩のそば	平成 16 年	15 人	10 人
		ふるさとホーム曳舟	平成 16 年		
		ふるさとホームファミリーハウス	平成 19 年		

※平成 22 年 3 月 31 日現在 (平成 22 年 3 月提供実績 国保連合会データ)

※利用者数には区外施設利用者を含まない

Ⅲ. ノーマライゼーション推進にむけた 基本的考え方

1. 計画の基本理念

自己決定の尊重

すべての障害のある人が社会の一員として、自らの生活のあり方を主体的に決定・選択し、あらゆる分野の活動に参加・参画できる社会の実現をめざします。

地域における 自立生活の支援

すべての障害のある人が、地域において自立した生活を送ることができるための支援体制の構築をめざします。

ともに生活する 社会の創造

障害のある・なしにかかわらず、個性の差異と多様性が尊重され、認めあう社会の創造をめざします。



2. 計画の基本目標及び重点事業

基本目標1 障害のある子どもを支援する

障害のある子どもが早い時期から、一人ひとりにあった適切な支援を受けることができるよう、障害の早期発見・早期療育、保育や教育の体制づくりをすすめます。また、障害のある子どもも、ない子どもも、ともに成長していくことのできる地域づくりを推進します。

■ 重点事業

[番号及び事業名]

- 2 障害児療育事業の充実(★)
- 8 区立特別支援学級の整備
- 12 特別支援教育への対応に関する体制整備
- 16 障害児の放課後支援の充実(☆)

(★)は障害者自立支援法に基づく自立支援給付等(法内事業)

(☆)は障害者自立支援法に基づき区が行う地域生活支援事業(法定事業)

基本目標2 社会参加を支援する

障害のある人が障害のない人と同じように、社会の一員としてさまざまな活動に参加し、生きがいのある生活を送ることができるよう、外出の支援を充実するとともに、日中活動の場づくりや障害のある人とない人の交流、趣味やスポーツ活動、余暇活動の場づくりなどを推進します。

■ 重点事業

[番号及び事業名]

- 19 障害者(児)移動支援の充実(☆)
- 26 障害者の日中活動事業の充実(★☆)
- 28 身体障害者福祉センター事業の充実

(★)は障害者自立支援法に基づく自立支援給付等(法内事業)

(☆)は障害者自立支援法に基づき区が行う地域生活支援事業(法定事業)

基本目標3 就労を支援する

障害のある人が希望する仕事に就き、また安心して働き続けることができるよう、企業等での就労にむけた支援を強化するとともに、企業等で働くことが難しい人のための障害者施設における福祉的就労支援を充実します。

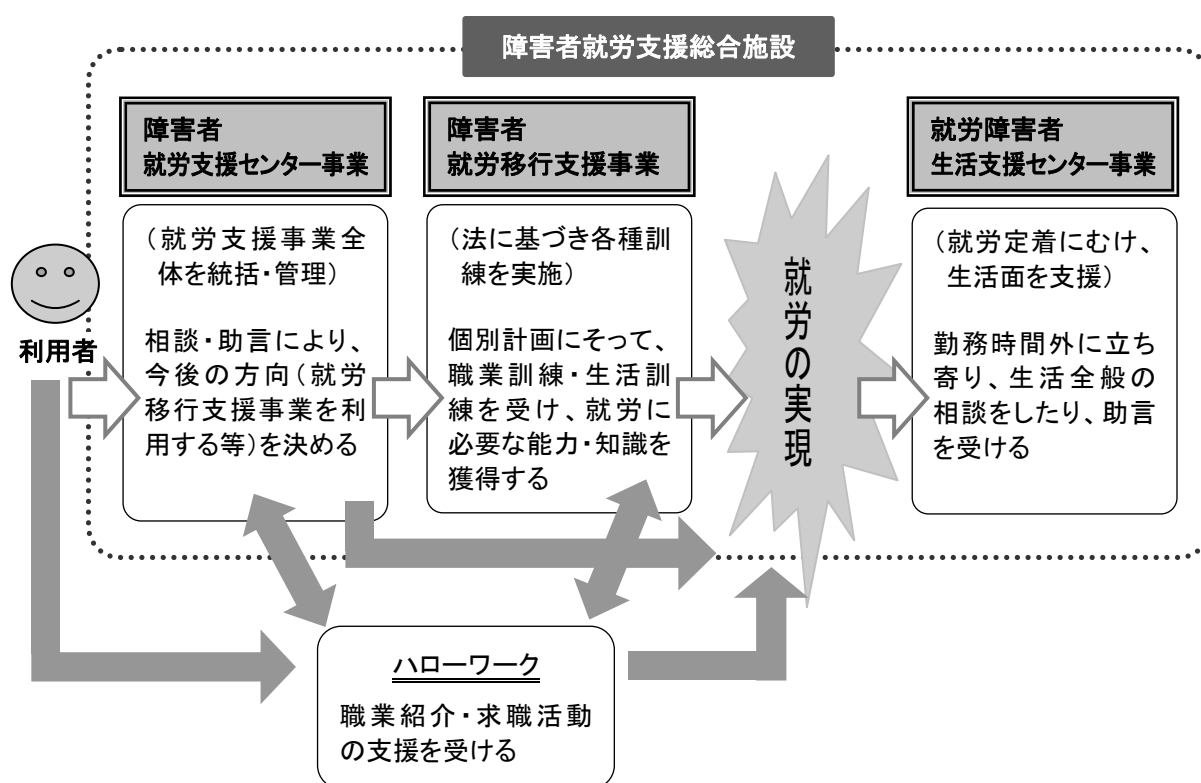
■ 重点事業

[番号及び事業名]

- 36 障害者就労支援総合施設の整備
- 37 障害者就労支援センターの充実
- 38 就労移行支援の充実(★)
- 39 働く障害者への生活支援・相談支援の充実
- 44 福祉的就労機会の保障(★)
- 45 作業所等経営ネットワーク事業の充実

(★)は障害者自立支援法に基づく自立支援給付等(法内事業)

就労支援のイメージ



基本目標4 地域生活を支援するサービスを充実する

障害のある人が地域であたりまえに暮らしていくことができるよう、地域で自立して生活することを支えるサービスを充実し、一人ひとりの状況や必要性に応じた支援をすすめます。

■ 重点事業

[番号及び事業名]

- 52 障害者(児)ショートステイ実施・誘導(★)
- 60 コミュニケーション支援事業の充実(☆)
- 72 住宅設備改善費等の助成

(★)は障害者自立支援法に基づく自立支援給付等(法内事業)

(☆)は障害者自立支援法に基づき区が行う地域生活支援事業(法定事業)

基本目標5 地域生活を支える体制を整える

どんなに障害が重い人でも、本人が希望する地域で、自立して自分らしい生活を送ることができるよう、地域での暮らしを支える場づくりや、地域で生活する上での相談にのり、支援する体制、経済面の支援などを充実します。

■ 重点事業

[番号及び事業名]

- 74 障害者グループホーム等の整備・運営支援
- 76 グループホーム等入居者家賃補助事業の実施
- 78 精神障害者退院促進・地域定着支援の充実
- 79 障害者に対する相談体制の充実
- 80 地域活動支援センターにおける相談支援の充実(☆)

(☆)は障害者自立支援法に基づき区が行う地域生活支援事業(法定事業)

基本目標6 安心・安全に暮らせるまちをつくる

障害のある人が地域で安心・安全に暮らすことができるよう、地域の人々の障害や障害のある人への理解を深めていくとともに、障害のない人も含めたすべての人が利用しやすいまちづくりやわかりやすい情報提供、緊急時や災害時の支援体制の整備をすすめます。

■ 重点事業

[番号及び事業名]

- 97 障害者福祉啓発事業の充実
- 102 公共建築物等の改善整備
- 103 民間建築物のユニバーサルデザイン化への指導・誘導
- 107 福祉のまちづくり推進のための体制づくり
- 110 バリアフリーマップの運営
- 122 地域社会における障害者救護体制の充実

基本目標7 施策の推進体制を整備する

障害のある人が必要なサービスを十分に利用することができるよう、サービスの質の確保・向上に努めるとともに、民間事業者等と連携してサービスの量の確保をすすめます。

■ 重点事業

[番号及び事業名]

- 123 障害福祉サービス苦情対応体制の機能強化
- 124 障害福祉サービス第三者評価制度の推進
- 126 民間事業者との協働への検討
- 127 ホームヘルパー(訪問介護員)等の育成支援

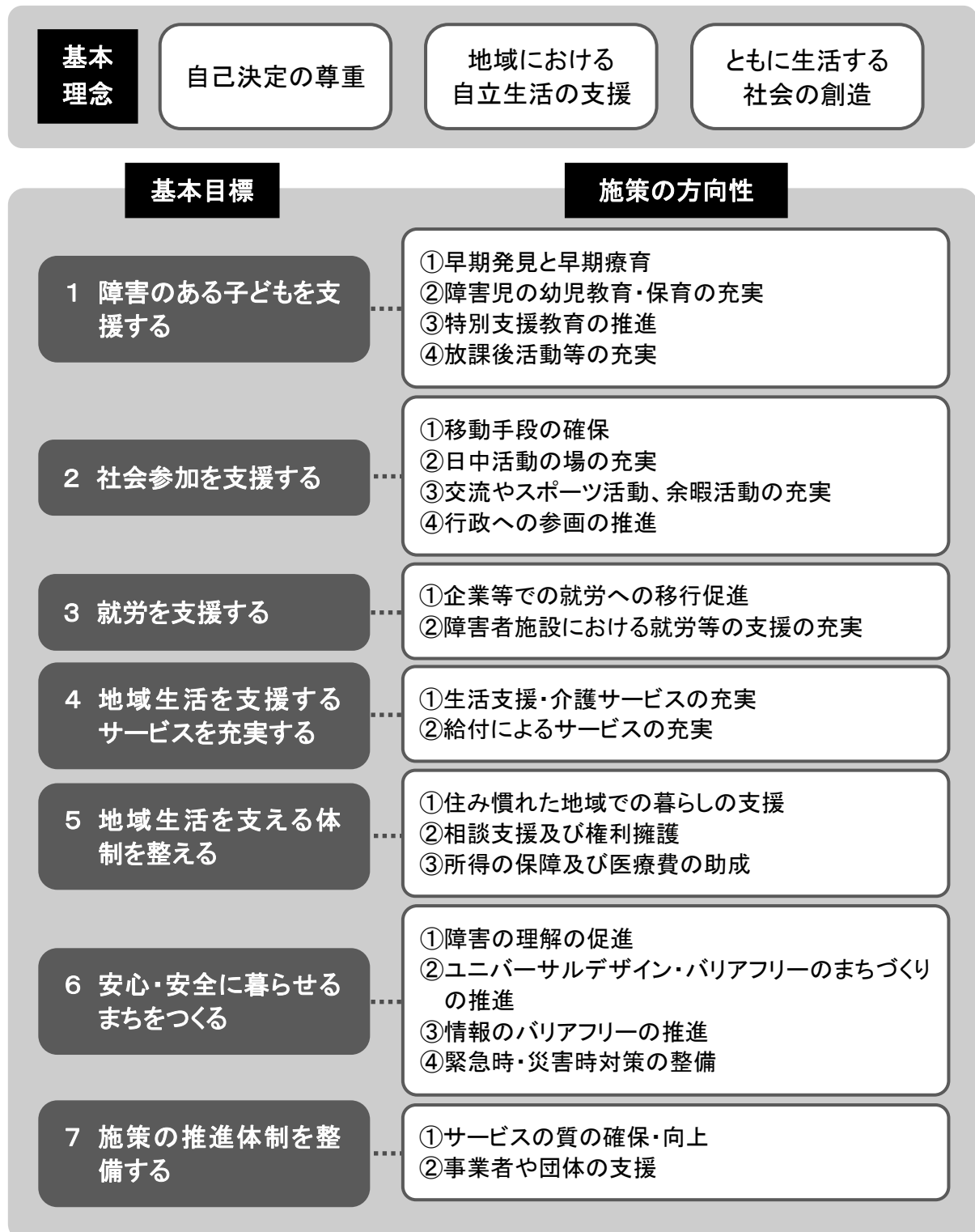
ライフステージ別にみた障害者施策

	乳幼児期 0歳.....6歳	学齢期15歳.....18歳	青・壮年期
相談・支援	各種手当	相談支援事業・地域活動支援センターⅠ型 権利擁護	障害者基礎年金
療育・保育・教育	療育相談、経過観察 児童デイサービス 障害児保育、早期教育	就学・教育相談 区立特別支援学級 特別支援学校	
就労支援			就労移行支援 就労支援センター・生活支援センター 障害者雇用の推進 就労継続支援B型(福祉作業所)
日中活動			すみだ教室 自立訓練 地域活動支援センターⅢ型(小規模作業所) 生活介護
社会参加	移動手段の確保 交流やスポーツ・レクリエーション活動の推進		
保健・医療	訪問指導 障害児(者)歯科相談及び健診 各種医療費の助成	こころの健康相談	
生活支援・介護サービス	ホームヘルプサービス、ショートステイ 日中一時支援	地域活動支援センターⅡ型 コミュニケーション支援(手話通訳者・要約筆記者の派遣) 紙おむつ等支給、入浴サービス、寝具洗たく乾燥、理美容 補装具費の支給、日常生活用具等の給付・貸与	
住まい	住宅改修費の助成		グループホーム・ケアホーム 施設入所支援(障害福祉施設)
まちづくり	障害の理解の促進 ユニバーサルデザイン・バリアフリーのまちづくり 情報のバリアフリーの推進 緊急時の支援、災害時救護体制の整備		

※介護保険の認定者は、原則として介護保険サービスを利用

IV. 施策の体系と事業の展開

1. 施策の体系



2. 個別事業の展開

(1) 障害のある子どもを支援する

① 早期発見と早期療育	1 経過観察健康診査・経過観察心理相談の実施
	2 障害児療育事業の充実(★)
② 障害児の幼児教育・ 保育の充実	3 障害児の保育園受入れ支援
	4 障害児の幼稚園受入れ支援
	5 保育士及び幼稚園教員等に対する研修の実施
	6 保育園への心理相談員等の派遣の実施
	7 就学前相談指導の実施
③ 特別支援教育の推進	8 区立特別支援学級の整備
	9 特別支援学級の介助員の配置
	10 障害児就学・教育相談の実施
	11 就学相談・指導体制の充実
	12 特別支援教育への対応に関する体制整備
	13 個別指導計画に基づく教育の実施
	14 交流教育・障害児理解教育の実施
④ 放課後活動等の充実	15 障害児の学童クラブ受入れ支援
	16 障害児の放課後支援の充実(☆)
	17 就学児に対する心理相談員巡回相談の実施
	18 障害児日中活動の運営支援

網掛けは重点事業

(★)は障害者自立支援法に基づく自立支援給付等(法内事業)

(☆)は障害者自立支援法に基づき区が行う地域生活支援事業(法定事業)

①早期発見と早期療育

乳幼児健康診査等において言語や発達の違いなどがあり、経過観察が必要と判断された子どもとその親や、子どもの発育・発達に不安を感じている親を対象に、専門医等による相談支援体制を充実します。

あわせて、児童デイサービス施設である、すみだ福祉保健センター内の「みつばち園」、平成22年4月に開設した、すみだステップハウスおおぞら「にじの子」における療育事業を充実し、関係機関の連携により、障害のある子どもや発達に不安がある子どもが早期に適切な療育指導を受けることができるよう支援します。

②障害児の幼児教育・保育の充実

保育園や幼稚園に障害児を受け入れるための職員配置への支援、職員研修、保育園への心理相談員の巡回指導・相談、児童デイサービス施設との連携の強化などを通じて、障害児保育の充実を図ります。

また、障害や発達の状況や保護者の意向に応じて、本人にとってもっとも適切な就学先を選択できるよう、就学前の障害児をもつ保護者を対象とする就学前相談指導を充実します。

③特別支援教育の推進

障害のある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた一貫した支援を行うため、学校における体制整備をすすめ、特別支援教育を推進します。

特別支援学校に籍を置く児童・生徒と地域の小・中学生との交流を推進するなど、障害のある子どもも、ない子どもも、ともに成長していくことのできる地域づくりを推進します。

④放課後活動等の充実

学童クラブへの障害児の受け入れを充実するとともに、民間団体等と連携して、障害のある中学生、高校生が放課後や学校休校日に活動できる場づくりを推進します。

(2)社会参加を支援する

① 移動手段の確保	19 障害者(児)移動支援の充実(☆)
	20 通所バスの運行(☆)
	21 リフト付き福祉タクシー事業の実施
	22 心身障害者福祉タクシー事業の実施
	23 ハンディキャブの貸出
	24 心身障害者自動車運転教習費補助の実施(☆)
	25 身体障害者用自動車改造費助成の実施(☆)
② 日中活動の場の充実	26 障害者の日中活動事業の充実(★☆)
	27 精神障害者デイケアの実施
	28 身体障害者福祉センター事業の充実
	29 すみだ教室の実施
③ 交流やスポーツ活動、 余暇活動の充実	30 障害者福祉大会の実施
	31 障害者(児)スポーツ・レクリエーション大会の実施
	32 障害者水泳教室の実施
	33 区民行事への参加促進
④ 行政への参画の推進	34 障害者の投票環境の整備
	35 墨田区障害者施策推進協議会の運営

網掛けは重点事業

(★)は障害者自立支援法に基づく自立支援給付等(法内事業)

(☆)は障害者自立支援法に基づき区が行う地域生活支援事業(法定事業)

施策の方向性

①移動手段の確保

障害のある人が自由に外出し、さまざまな活動に参加できるよう、障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業のひとつである移動支援事業を充実していきます。また、リフト付き福祉タクシーをはじめとする移送サービスや運転免許の取得・改造の際の費用助成等に取り組みます。

②日中活動の場の充実

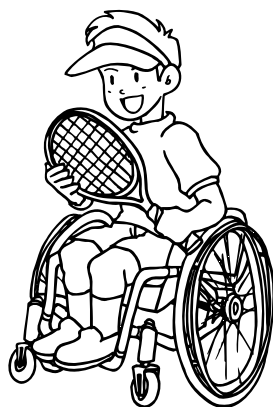
障害者自立支援法に基づく日中活動系サービスや地域活動支援センター、身体障害者福祉センター、精神障害者のデイケア（通所リハビリ）など、障害のある人の日中活動を支える場を整備・充実します。

③交流やスポーツ活動、余暇活動の充実

障害のある人とその家族や、地域の人々が交流できる機会づくりを推進するとともに、スポーツ活動、余暇活動などの機会・場づくりを充実し、障害のある人の社会参加や生きがいを支援します。

④行政への参画の推進

選挙時の投票環境を整備し、障害のある人が安心して投票に出かけられるようにするとともに、墨田区障害者施策推進協議会の運営等を通じて、障害のある人の行政への参画を推進します。



(3)就労を支援する

① 企業等での就労への移行促進

36	障害者就労支援総合施設の整備
37	障害者就労支援センターの充実
38	就労移行支援の充実(★)
39	働く障害者への生活支援・相談支援の充実
40	区における障害者雇用の促進
41	障害者の雇用拡大を図るための施設整備助成制度の実施
42	障害者雇用優良事業所の顕彰
43	障害者雇用地域関係機関連絡会議の開催協力

② 障害者施設における就労等の支援の充実

44	福祉的就労機会の保障(★)
45	作業所等経営ネットワーク事業の充実
46	障害者による地域緑化推進事業の実施
47	障害者による公園清掃の実施
48	福祉喫茶の運営支援
49	官公需による高齢者マッサージ事業委託及び講師派遣依頼

網掛けは重点事業

(★)は障害者自立支援法に基づく自立支援給付等(法内事業)

施策の方向性

①企業等での就労への移行促進

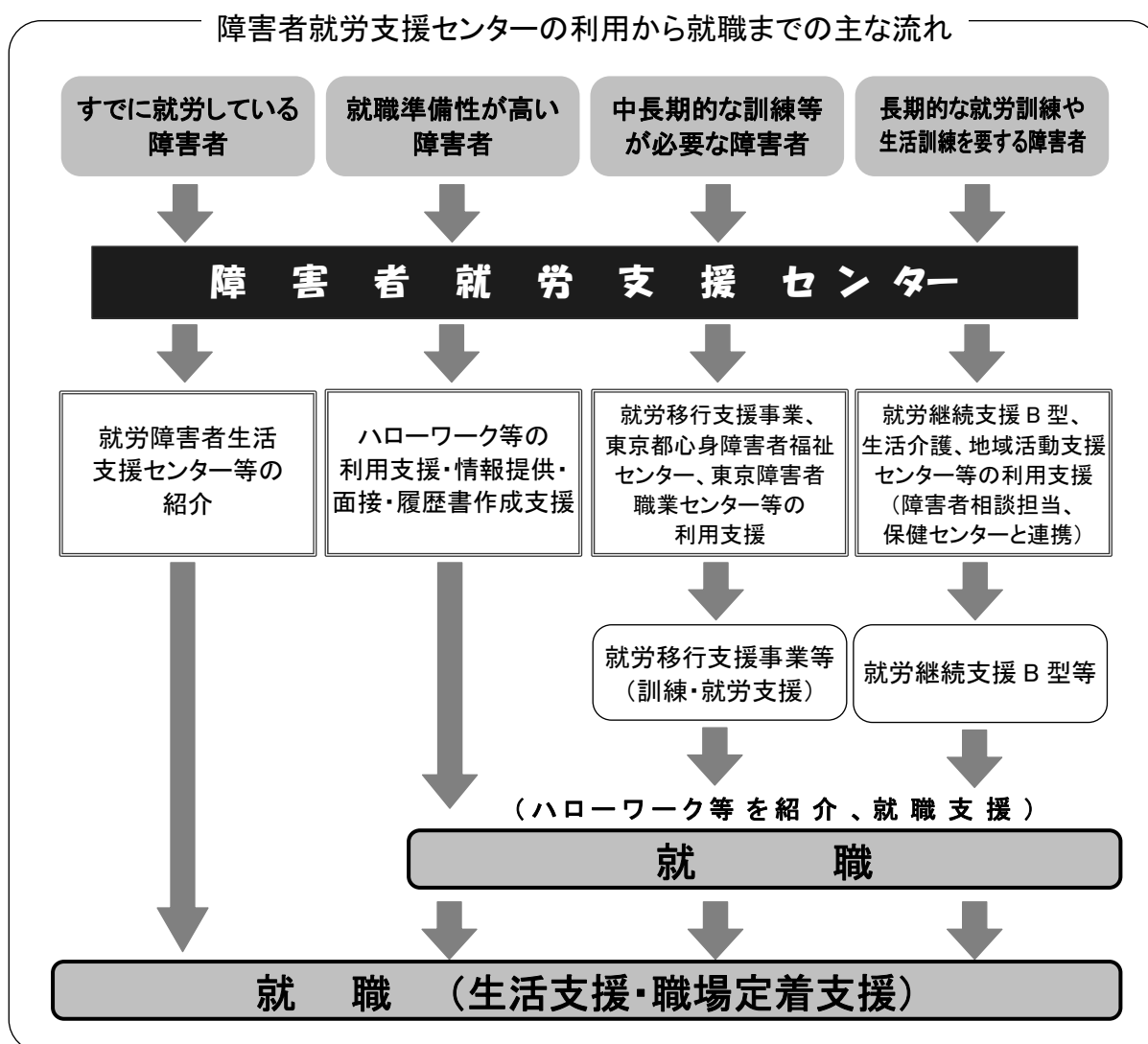
より多くの障害のある人が希望する仕事に就き、経済的に自立できる収入を得ることができるよう、平成23年度中に障害者就労支援総合施設を開設し、障害のある人の就労に関する総合相談窓口である障害者就労支援センター事業、障害者自立支援法に基づく障害者就労移行支援事業、就労の継続・定着支援や生活支援を行う障害者生活支援センター事業を一体的に実施する体制を整備します。

あわせて、区における障害のある人の雇用を促進するとともに、企業に対し、障害のある人の雇用拡大や労働環境の整備にむけた働きかけを推進します。

②障害者施設における就労等の支援の充実

企業等で働くことが難しい障害のある人に就労の機会を提供するとともに、意欲や能力のある人を企業等での就労につなげるため、障害者施設（就労継続支援施設等）における支援を拡充します。

今後は特に、企業での就労にむけた支援と利用者の工賃（賃金）アップのため、区役所が実施する物品等調達や各種役務の提供を障害福祉施設等に発注する官公需の拡大や、区内にある複数の作業所からつくられている「墨田区福祉作業所等経営ネットワーク」の共同受注・共同販売等のしくみを活用し、自主生産品の共同販売をはじめ、福祉施設における仕事の確保にむけた取り組みを推進します。



(4)地域生活を支援するサービスを充実する

① 生活支援・介護サービスの充実

50	障害者(児)ホームヘルプサービスの実施(★)
51	難病患者等ホームヘルプサービス(都制度)の実施
52	障害者(児)ショートステイ実施・誘導(★)
53	日中一時支援事業の充実(☆)
54	心身障害者(児)緊急一時介護の推進
55	重度脳性麻痺者介護事業(都制度)の実施
56	重症心身障害児在宅療育支援事業(都事業)との連携
57	重度心身障害者(児)巡回入浴サービスの実施(☆)
58	ねたきり重度心身障害者(児)寝具洗たく乾燥助成の実施
59	心身障害者理美容サービスの実施
60	コミュニケーション支援事業の充実(☆)
61	車いす利用者の健康診査の実施
62	障害児(者)歯科相談及び健診の実施
63	在宅リハビリテーション支援の実施
64	保健師による訪問指導の実施
65	「障害者福祉の手引き(フレーフレーマイペース)」の配布

② 給付によるサービスの充実

66	補装具の交付・修理の実施(★)
67	障害者(児)日常生活用具等の給付・貸与(☆)
68	難病患者等日常生活用具給付の実施
69	重度心身障害者(児)紙おむつ等支給・おむつ代助成の実施
70	心身障害者福祉電話サービスの実施
71	住宅修築資金融資あっせん(利子補助)
72	住宅設備改善費等の助成

網掛けは重点事業

(★)は障害者自立支援法に基づく自立支援給付等(法内事業)

(☆)は障害者自立支援法に基づき区が行う地域生活支援事業(法定事業)

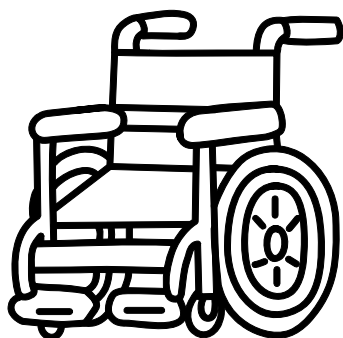
①生活支援・介護サービスの充実

障害のある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、本人及びその家族の生活を支えるサービスをさらに充実します。

訪問系サービスを充実していくとともに、障害のある人を介護している家族の休息やリフレッシュを支援するレスパイトとしてのショートステイや日中一時支援、聴覚障害のある人等のコミュニケーション支援など、障害のある人が個々の状況や必要性に応じてサービスを提供できる基盤の整備を、民間事業者等と連携して推進します。

②給付によるサービスの充実

障害のある人の日常生活上の困難さを軽減し、また、地域での活動範囲を広げるための補装具や日常生活用具など、給付によるサービスを充実します。



(5) 地域生活を支える体制を整える

① 住み慣れた地域での暮らしの支援

- | | |
|----|----------------------|
| 73 | 障害者入所施設の整備の検討(★) |
| 74 | 障害者グループホーム等の整備・運営支援 |
| 75 | グループホーム(区型)利用者等の支援 |
| 76 | グループホーム等入居者家賃補助事業の実施 |
| 77 | 福祉ホーム運営費補助事業の実施(☆) |
| 78 | 精神障害者退院促進・地域定着支援の充実 |

② 相談支援及び権利擁護

- | | |
|----|--------------------------|
| 79 | 障害者に対する相談体制の充実 |
| 80 | 地域活動支援センターにおける相談支援の充実(☆) |
| 81 | 成年後見制度の実施 |
| 82 | 地域福祉権利擁護事業の実施 |
| 83 | 財産保全管理サービスの実施 |
| 84 | こころの健康相談等の実施 |

③ 所得の保障及び医療費の助成

- | | |
|----|-------------------------|
| 85 | 障害(基礎)年金(国制度)の支給 |
| 86 | 福祉手当(国制度)の支給 |
| 87 | 児童扶養手当・特別児童扶養手当(国制度)の支給 |
| 88 | 重度心身障害者手当(都制度)の支給 |
| 89 | 心身障害者福祉手当(区制度)の支給 |
| 90 | 児童育成(育成・障害)手当(区制度)の支給 |
| 91 | 心身障害者(児)医療費助成(都制度)の実施 |
| 92 | 自立支援医療(更生医療)の実施(★) |
| 93 | 自立支援医療(育成医療)の実施(★) |
| 94 | 自立支援医療(精神通院)の実施(★) |
| 95 | 小児精神入院医療費助成制度(都制度)の実施 |
| 96 | 難病患者医療費公費負担制度(都制度)の実施 |

網掛けは重点事業

(★)は障害者自立支援法に基づく自立支援給付等(法内事業)

(☆)は障害者自立支援法に基づき区が行う地域生活支援事業(法定事業)

①住み慣れた地域での暮らしの支援

障害者が成人を迎えた後、家族から自立した生活が送れるよう、また、介護者が不在となった後も、住み慣れた地域で暮らし続けられるように、グループホームやケアホームの民間事業者等の誘導も含めた整備と運営を支援するとともに、グループホームやケアホーム等への入居をスムーズに行うための地域移行支援型入所施設の整備の検討を行います。

また、施設や病院に入所・入院している障害のある人が地域に移行し、安定した地域生活を送ることができるよう、関係機関の連携のもと、必要な基盤整備を強化・充実します。

②相談支援及び権利擁護

障害のある人が自らの生活のあり方を主体的に決定し、地域で自分らしい生活を送ることができるよう、障害のある人やその家族からの相談に応じて、個々の障害の特性や必要性に応じたさまざまなサービスを調整し、総合的・継続的に支援する相談支援体制の充実を図ります。

あわせて、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業、虐待防止体制など、障害のために選択や意思決定が困難で、判断能力が不十分な人の権利を擁護するしくみづくりを推進します。

③所得の保障及び医療費の助成

障害のある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、国や都、区の制度に基づき年金・手当を給付し、一定水準の所得保障を行います。

また、障害のある人が必要な医療を受けた際の給付・助成を行います。



(6)安心・安全に暮らせるまちをつくる

① 障害の理解の促進	97 障害者福祉啓発事業の充実
	98 障害福祉関連講座の開催
	99 家庭教育学級(両親大学)の実施
	100 職員に対する福祉研修等の実施及び参加促進
	101 ボランティア育成講座の実施
② ユニバーサルデザイン・バリアフリーのまちづくりの推進	102 公共建築物等の改善整備
	103 民間建築物のユニバーサルデザイン化への指導・誘導
	104 公園出入口バリアフリー整備
	105 道路のバリアフリー整備
	106 福祉のまちづくり施設整備助成事業の実施
	107 福祉のまちづくり推進のための体制づくり
	108 交通安全施設対策の実施
	109 障害者交通安全等意見交換会の実施
	110 バリアフリーマップの運営
	③ 情報のバリアフリーの推進
112 対面朗読サービスの実施	
113 視覚障害者等への図書サービスの実施	
114 障害者宅・施設等への図書館サービスの実施	
115 福祉のひろば(ホームページ)等の充実	
116 資料館だよりの点字版の発行	
117 「声のたより」の発行	
118 講演会等における手話通訳者等の配置	
④ 緊急時・災害時対策の整備	119 緊急通報・火災安全システムの設置
	120 家具転倒防止・ガラス飛散防止器具取り付け事業
	121 災害要援護者サポート隊の結成支援
	122 地域社会における障害者救護体制の充実

網掛けは重点事業

①障害の理解の促進

障害や障害のある人に対する無理解・無関心、偏見や差別をなくし、互いに認めあいながら、共生していくことのできる地域づくりにむけて、あらゆる機会を通じて、障害や障害のある人への理解を促進するための普及・啓発、福祉教育を推進します。

また、障害のある人を支援するボランティアの育成をすすめます。

②ユニバーサルデザイン・バリアフリーのまちづくりの推進

公共施設や学校、道路、公共交通機関等のバリアフリー化を、引き続き推進します。

また、バリアフリーの考え方を一歩すすめて、はじめから「すべての人が利用しやすい」ユニバーサルデザインの考え方に基づくまちづくりを推進し、区民、事業者、区等が一体となって、障害のある人も自由に行動し、趣味やスポーツ・レクリエーション活動、ボランティア活動などに参加することができる環境づくりをすすめます。

③情報のバリアフリーの推進

視覚障害や聴覚障害のある人、自由に外出ができない人など、情報を自ら得ることが難しい人も、障害のない人と同様に、必要な情報を手に入れることができるよう、区のホームページのアクセシビリティ（利便性）への対応、区政情報等の点字版や録音テープ版の発行、講演会等への手話通訳者・要約筆記者の配置などを通じて、障害の特性に配慮した、わかりやすい情報提供を推進します。

④緊急時・災害時対策の整備

緊急時の対応が困難な障害のある人を支援するとともに、地域と区との連携による災害時の救護体制を整備し、障害のある人が安心して生活できる地域づくりを推進します。

(7) 施策の推進体制を整備する

① サービスの質の確保・向上

123 障害福祉サービス苦情対応体制の機能強化

124 障害福祉サービス第三者評価制度の推進

② 事業者や団体の支援

125 民間障害福祉サービス事業所への運営支援

126 民間事業者との協働への検討

127 ホームヘルパー(訪問介護員)等の育成支援

128 ボランティアに対する支援

129 心身障害者団体への運営費補助の実施

130 精神障害者・家族への支援

131 難病患者への支援

132 高次脳機能障害の患者・家族への支援

133 地域リハビリグループへの支援

網掛けは重点事業

施策の方向性

① サービスの質の確保・向上

障害福祉サービスに対する苦情対応体制の機能強化、第三者評価制度の推進など、障害福祉サービスの質の確保・向上にむけた取り組みをすすめます。

② 事業者や団体の支援

障害福祉サービスの安定的な供給の確保や民間事業者の専門性等の活用にむけて、民間事業者やサービス提供者への支援・連携を推進します。

また、障害のある人の家族や家族会への支援を通じて、家族同士の交流や支えあいを促進します。

第4期墨田区障害者行動計画（前期）

平成23（2011）年3月

《 概要版 》

発行：墨田区

〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号

TEL（03）5608-6578

FAX（03）5608-6423

編集：墨田区福祉保健部